



いわゆる「みなし労働時間制」には「専門業務型」と「企画業務型」がありますが、この両制度が2024年4月より制度改正されます。採用されている企業様にとって重要な内容が多々ありますので、今からでも準備を始めましょう。

裁量労働制が2024年4月から制度改正されます

社労士法人ミナジン

対応が必要な事項

①本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める	【専門業務型裁量労働制】 【企画業務型裁量労働制】
②労使委員会に賃金・評価制度を説明する	【企画業務型裁量労働制】
③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う	【企画業務型裁量労働制】
④労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する	【企画業務型裁量労働制】
⑤定期報告の頻度が変わります	【企画業務型裁量労働制】

①本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める

【専門業務型裁量労働制】

- ・本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないことを労使協定に定める必要があります。 ※1

(※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています)

【専門業務型裁量労働制】 【企画業務型裁量労働制】

- ・同意の撤回の手続きと、同意とその撤回に関する記録を保存することを労使協定・労使委員会の決議に定める必要があります。 ※2

(※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています)

②労使委員会に賃金・評価制度を説明する

【企画業務型裁量労働制】

- ・対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容についての使用者から労使委員会に対する説明に関する事項（説明を事前に行うことや説明項目など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。
- ・対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うことを労使委員会の決議に定める必要があります。

③労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う

【企画業務型裁量労働制】

・制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。

④労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

【企画業務型裁量労働制】

・労使委員会の開催頻度を6か月以内ごとに1回とすることを労使委員会の運営規程に定める必要があります。

⑤定期報告の頻度が変わります

【企画業務型裁量労働制】

・定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回になります。

その他主な留意事項

今般の改正において様々な留意事項を追加しており、例えば以下の事項があります。詳細については、改正後の「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」等をご覧ください。

健康・福祉確保措置としては、以下の措置から実施してください。

※下線が今回の制度改正による追加事項

【事業場の対象労働者全員を対象とする措置】

(イ) 勤務間インターバルの確保

(ロ) 深夜労働の回数制限

(ハ) 労働時間の上限措置（一定の労働時間を超えた場合の制度の適用解除）

(ニ) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めたその取得促進

【個々の対象労働者の状況に応じて講ずる措置】

(ホ) 一定の労働時間を超える対象労働者への医師の面接指導

(ヘ) 代償休日又は特別な休暇の付与

(ト) 健康診断の実施

(チ) 心とからだの健康問題についての相談窓口設置

(リ) 適切な部署への配置転換

(ヌ) 産業医等による助言・指導又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること

・(イ) から(ニ) までの措置、(ホ) から(ヌ) までの措置をそれぞれ1つずつ以上実施することが望ましいことに留意することが必要です。（このうち、特に把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態を踏まえ、(ハ) を実施することが望ましいとされています。）

**2024年4月以降は、労使で協議のうえで、
協定・決議をする必要があります。
採用されている企業では、今から準備を始めましょう！！**

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>